

岩手県告示第123号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年1月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 岩根鉄工株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字松長根13番地
    - ウ 代表者の氏名 岩根哲哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第648号
  - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月26日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年1月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社カワテツ工業
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市高木第19地割53番地
    - ウ 代表者の氏名 川村和久
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第3379号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月15日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年1月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 サカイ工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字館67番地21
    - ウ 代表者の氏名 酒井朝己
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第6002号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月14日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年1月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社佐藤工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町奥玉字立石沢205番地2
    - ウ 代表者の氏名 佐藤静男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8110号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月21日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成22年1月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社菊池工業
- イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢6地割33番地8
- ウ 代表者の氏名 菊池明久
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第50086号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月20日付けで土木工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成22年1月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社コイワチケン
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市衣川区沢田68番1
- ウ 代表者の氏名 西村専次
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第60018号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月26日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成22年1月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社藤丸商事
- イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字荒沢6番地2
- ウ 代表者の氏名 藤丸晶敏
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第90052号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月7日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成22年1月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 岩根鉄工株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字松長根13番地
- ウ 代表者の氏名 岩根哲哉
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-17)第648号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成22年1月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。